

土地に係る固定資産税および都市計画税の主な税制内容

商業地等（非住宅用地・雑種地など）		住宅用地・市街化区域農地	
負担水準 (%) = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額}} \times 100$		負担水準 (%) = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{本則課税標準額}} \times 100$	
負担水準	課税標準額	負担水準	課税標準額
70%を超える	今年度評価額 × 70%	100%を超える	本則課税標準額
60%以上70%以下	前年度課税標準額を据え置く	80%以上100%以下	前年度課税標準額を据え置く
60%未満	前年度課税標準額 + (今年度評価額 × 5%) です。ただし、上記の額が今年度評価額の60%を上回る場合は60%相当額とし、今年度の評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする	80%未満	前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%) です。ただし、上記の額が今年度課税標準額の80%を上回る場合は80%相当額とし、今年度の評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする

本則課税標準額とは、今年度評価額に住宅用地等特例率を乗じたものです。  
 税額 = 課税標準額 × 税率（固定資産税は14%、都市計画税は0.27%）です。

住宅用地等特例率

区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	6分の1	3分の1
一般住宅用地	3分の1	3分の2
市街化区域農地	3分の1	3分の2

小規模住宅用地とは、住宅の敷地で1戸につき200㎡までの土地です。  
 一般住宅用地とは、住宅の敷地で1戸につき200㎡を超え、住宅床面積の10倍までの土地です。

# 固定資産税 都市計画税

固定資産税・都市計画税の算出基礎となる土地・建物の評価額は3年ごとに評価替えを行っています。18年度はその評価替えの年度に当たります。詳しくは土地については課税課土地資産税係 ☎70・7726、家屋については同課家屋資産税係 ☎70・7727へ。

**固定資産税とは**  
 土地、家屋、償却資産について、毎年1月1日現在の所有者が、その資産価値に応じた納める税です。

**都市計画税とは**  
 土地、家屋の所有者が、都市整備などの費用に充てるための目的税として納める税です。

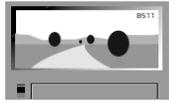
土地の税負担の基本的な考え方  
 18年度評価替えに伴い、土地に係る負担調整措置について、土地の所有者が、都市整備などの費用に充てるための目的税として納める税です。

課税の公平および制度の簡素化から、負担水準が低い宅地について、その均衡化を促進する措置を講じています。負担水準とは、個々の土地の評価額に対する課税標準額の割合のことです。負担調整の方法については従前の前年度の課税標準額に、負担水準の区分に応じて異なる負担調整率を掛け合わせる方式から、前年度課税標準額に、一律に当該年度の評価額（住宅用地では住宅用地等特例率6分の1、3分の1を乗じる）の5割を加える方式へ変更し、併せて課税標準額の下限（20%）が設定されています。税制内容は左表の通りですが、18年度の税負担には次のような措置があります。

(一) 税額が下がる場合  
 宅地等に係る税負担は、負担水準が住宅用地・市街化区域農地で80%未満、商業地等で70%を超える土地で、それぞれ負担水準を100%まで引き下げられます。

(二) 税額が据え置かれる場合  
 負担水準が住宅用地・市街化区域農地で80%以上100%以下の土地、商業地等の宅地で60%以上70%以下の土地に該当する場合は、負担水準が住宅用地・市街化区域農地で80%未満、商業地等で60%未満の土地は上表の負担水準に応じた課税標準額となります。

(三) 税額が上がる場合  
 負担水準が住宅用地・市街化区域農地で80%未満、商業地等で60%未満の土地は上表の負担水準に応じた課税標準額となります。



## 募集



清掃作業臨時職員  
 (一) 募集対象・人員 40歳までの健康な方、若干名  
 【賃金】1時間当たり1350円。作業着一式は貸与  
 申し込みは履歴書(写真添付)をこみ対策課(八幡町2ノ10ノ10)へ本人が直接持参を。  
 詳しくは同課 ☎73・2117へ。

男女平等推進センター嘱託員  
 【勤務内容】男女平等推進センター事業に関する事務  
 【勤務時間】月12.8時間  
 【勤務場所】同センター  
 【雇用期間】6月1日～19年3月31日  
 【報酬】当市規定による。交通費相当額は別途支給  
 【応募資格】昭和21年4月2日～59年4月1日生まれの方で、男女共同参画社会の形成について理解を有し、社会教養を有する者。  
 申し込みは4月17日(月)～26日(水)午前8時半～午後5時に、募集要項(注)にある必要書類を生活文化課(市役所2階)に持参または4月26日(水)までに(消印有効)郵送を。  
 募集要項は、募集期間内に同課(土曜・日曜を除く)および同センター(火曜日を除く)午前9時～午後7時半で配布します。  
 詳しくは同課 ☎70・7773へ。

## 納税通知書を 発送します 18年度固定資産税・ 都市計画税

固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日(月)に発送します。第1期の納期限は5月31日(水)です。  
 詳しくは土地については課税課土地資産税係 ☎70・7726、家屋については同課家屋資産税係 ☎70・7727へ。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	10日 17日・24日	弁護士	4月27日(木) 5月11日(木)	市役所2階相談室
税務相談	10日(水)午後1時から	税理士	5月2日(火)	
人権身の上相談	17日(水)午後1時から	人権擁護委員	5月9日(火)	
不動産相談	17日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	5月12日(金)	
交通事故相談	24日(水)午後1時から	弁護士	5月18日(木)	
相続・遺言・成年後見等 手続相談	10日(水)午前10時から	行政書士	5月2日(火)	
年金・労災・雇用保険・ 人事管理等相談	24日(水)午前10時から	社会保険労務士	5月19日(金)	
経営相談	平日 午前10時～午後4時	市商工会 経営指導員	前日までに東久留米市商 会 ☎71・7577	
女性の悩みごと 相談	1日・8日 15日・22日 29日	女性 カウンセラー	4月17日(月) 5月1日(月)	
女性弁護士による 法律相談	12日(金)午前9時半～ 午後零時半	女性弁護士	4月28日(金)	
教育相談室	火曜～土曜日 午前10時～午後5時 月曜～金曜日 電話相談も可	教育相談員	中央相談室 ☎73・3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室 ☎75・8909 (西中学校隣)	
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎70・7736	

## 5月の お気軽に 無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	10日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	12日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	
心身障害者(児)相 談	24時間随時 ☎77・2711	さいわい福祉 センター指導員	さいわい福祉 センター
動物なんでも相談	19日(金)午後1時半～2時半	獣医師	市役所1階 屋内ひろば
職業相談	開庁日の 午前9時～午後5時	ハローワーク 三鷹職員	市役所6階 ワークコーナー
住宅増改築相談	18日(木) 午前10時～午後4時	市住宅増改築等 幹事事業登録団体協議会	市役所2階相談室
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 電話相談も可 ☎73・4505	消費生活相談員	市民生活館1階
電話なんでも相談 (東久留米市社会 福祉協議会)	月曜・水曜・金曜日の 午前10時～午後4時 ☎74・4294	市民ボランティア 相談員	東久留米市社会 福祉協議会

《訪問します》  
 妊婦訪問相談 訪問希望の方は健康課 ☎77・0022 助産師 自宅  
 東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733やヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。